

民生環境水道常任委員会行政視察報告書

平 塚 茂

○福島県会津若松市

上水道事業の包括民間委託事業について

【所 見】

会津若松市においては、水道施設の老朽化が進み、施設の更新が予定され、その財源を生み出すために、経費削減を図ろうと、水道事業の民間委託を検討した。委託の方法として、料金徴収を含めた、包括的業務委託か第三者委託か検討をした結果、当市水道事業経営審議会の答申を受け、分離発注が効率的な業務運営が図られる、技術上の業務と料金徴収業務を分けて選定をした。

第三者委託の方式としては、技術上の業務委託である、取水や浄水場運転管理に関する業務と送・配水施設の維持管理や給水装置に関する業務という、性質の違う2つの業務系を、水道法施行令第7条第一号の規定により、1つの者に委託する必要性から特別目的会社（SPC）を設立し、その会社から、2つの業務を再委託している。このことにより、浄水場の運転管理に実績のある大手の会社に再委託を行い。送配水の維持管理等については、地元でサービスが確保できる、地元業者の設立した会社に再委託をすることができ、安全に運営ができるよう図った。

民間に委託をすることにより、1億4,700万円の経費削減、職員数も68名から42名に削減することができたということで、大きな削減効果が得られたということは大いに評価できる。

また職員の削減が進むと、大規模災害や大事故に対する対応ができず、安全安心な給水業務ができないのではとの心配があるが、当市においては、災害の際の対応のために受託者等と災害協定を結んであり、東日本大震災の際には、短期間に復旧することができたということである。災害時における事前の対応策を決めておけば、対応可能と実証されている。

水道事業の民間委託を始めようとした際には、安全安心な給水が持続できるのかという心配から、反対の意見もあったとのことだが、地域別の説明会の開催により、丁寧に説明を行い、市民の理解を得ることができ、民間委託が推進できたとのこと。また議会においても、委託導入に当たり、専門家からの意見聴取や議員間討議、会派での勉強会などを行い、

十分な議論を行い、議会として事業導入を認めたとのことであり、議会の権能を果たした一例としてその手法は参考にしたい。

○福島県郡山市

郡山市の認知症施策について

【所見】

郡山市は、人口 32 万 7,000 人で足利市の約倍の人口である。高齢化率は、平成 28 年度 25.22% であり、足利市より高齢化率は低い。介護認定率は 17% と足利市と比較して、やや高い状況となっている。郡山市の高齢対策は、足利市と同様に進められている。このたびの視察においては、郡山市が取り組んでいる認知症対策を中心に先進事例を調査した。

認知症対策として取り組んでいる、認知症初期集中支援チームであるが、市内の精神科病院 3 医院と連携して、精神科医をメンバーに加え、3 チーム設置しているとのこと。早期に認知症に対応し、適切なサポートが行われており、市民に安心できる体制になっていると思われる。

認知症ケアパスについては、認知症の進行状況に応じて、どのようなサポートが受けられるのかをまとめた冊子が配布されている。いただいた冊子はわかりやすく、よくまとまっており、冊子を見ることにより、家族が認知症を発症した時に、どのように対応していけばいいのか理解でき、市民の安心をサポートできるのではないかと感じた。足利市においても、参考にできればと思う。

QR コードを利用した、徘徊高齢者身元確認の対応システムについては、スマートフォンの普及により利用できるようになった新しいシステムであるが、認知症の方の行方不明の問題が多く発生している今日、1 つの便利なツールとして、価値は高いのではと感じた。個人情報保護に敏感な時代であるので、QR コードの読み取り情報については、連絡先として施設の電話番号のみに限定されているということであり、もったいない感じがした。個人情報を守り、悪用されないようにという配慮であるが、もう少し詳しい情報を載せて、徘徊高齢者の対応が速やかに対応できるようにできないかと、残念に思った。認知症の患者へのサポートについては、個々の被介護者の状況に応じて、適切なサポートを適切に提供する、きめ細やかなシステムの構築が必要であり、郡山市の先進事例参考にしていければと感じた。